

## 単元未満株式定期積立取引約款

### 第1条（約款の趣旨）

この約款は申込者（以下「お客様」といいます。）が au カブコム証券株式会社（以下「当社」といいます。）と契約する単元未満株式（プチ株<sup>®</sup>）の定期積立サービス（以下「プレミアム積立」（プチ株<sup>®</sup>）といいます。）に関する取り決めです。当社は、この約款に従って「プレミアム積立」（プチ株<sup>®</sup>）に関する取引の契約をお客様と締結いたします。

### 第2条（取扱商品および取扱銘柄）

「プレミアム積立」（プチ株<sup>®</sup>）において取り扱う商品は単元未満株式です。「プレミアム積立」（プチ株<sup>®</sup>）において買い付けることができる単元未満株式は、当社が選定する単元未満株式（以下「選定銘柄」といいます。）とします。

### 第3条（買い付けする単元未満株式の選定）

1. お客様は選定銘柄の中から定期積立による買い付けを行う単元未満株式を指定するものとします。（以下お客様が指定され、定期積立による買い付けを行う単元未満株式を「指定銘柄」といいます。）
2. お客様は複数の銘柄を指定銘柄として「プレミアム積立」（プチ株<sup>®</sup>）を利用することが出来ます。

### 第4条（申し込み方法）

1. お客様が「プレミアム積立」（プチ株<sup>®</sup>）をご利用されるためには、予め当社の証券口座を開設されている必要があります。
2. 「プレミアム積立」（プチ株<sup>®</sup>）のお申し込みはインターネットにより行うものとします。  
また、申し込みの受付については、当社オンライン・トレード取扱規定に定める注文受付にかかる規定に準じるものといたします。
3. お客様が「プレミアム積立」（プチ株<sup>®</sup>）により買い付けを行う場合は、予め本約款および単元未満株式取引規定の内容をご理解のうえお申し込みいただくものといたします。

### 第5条（金銭の払い込み）

お客様は、「プレミアム積立」（プチ株<sup>®</sup>）に係る金銭の払い込みを以下のいずれかの方法で行うものとします。

- (1) 当社に開設されている証券口座のお預り金から払込んでいただく方法
- (2) 予めお客様にご指定いただいている金融機関の預貯金口座の口座振替（以下「銀行引落」といいます。）により払込んでいただく方法
- (3) au じぶん銀行の預貯金口座のリアルタイム口座振替（以下「スムーズ入金」といいます。）により払込んでいただく方法
- (4) 予めお客様にご指定いただいている金融機関の預貯金口座の口座振替（三菱 UFJ ファクター株式会社が提供する“その他金融機関からの口座振替”）により払込んでいただく方法
- (5) 自動引落リトライサービスをお申込済みの場合に限り、銀行引落が（資金不足で）失敗後に再度の

## 引き落としによる方法

### 第6条（定期積立の申し込み）

1. お客様は、1つの指定銘柄につき1つの定期積立による買い付けの申し込みをすることができます。申し込み際には、買付所要額以上1円単位の金額および第5条に定める金銭の払い込みを行う日（以下「指定日」といいます。）を指定することが出来ます。ただし第5条3項による金銭の払込の場合に限り、指定日の取り扱いは、当社が定めるものとします。
2. 指定日が当社営業日でない月の場合、当社は当該指定日の翌営業日を指定日として取り扱います。
3. お客様が29日・30日・31日を指定日とされ当該指定日が存在しない月の場合、当社は翌月の第1営業日を当該月の指定日として取り扱います。
4. 指定銘柄の指定日が株式分割の権利付最終日に該当する場合は、当社は翌営業日を当該月の指定日として取り扱います。
5. お客様は年2回以内の特定月において、指定する金額を増額することが出来ます。

### 第7条（指定銘柄の買い付け）

1. 当社はおお客様の指示に従い、毎月指定日の翌営業日（以下「買付日」といいます。）に指定銘柄の買い付けを行うものとします。
2. 指定銘柄の買い付けは当社指定の金融商品取引所とします。
3. 発注の執行条件は、単元未満株式取引規定に従い成行とします。
4. 発注の株数は、指定金額を指定銘柄の指定日の翌営業日のストップ高の価格で除した数を整数化（少数点以下切り捨て）した株数とします。  
$$\text{指定金額} \div (\text{指定銘柄の指定日の翌営業日のストップ高の価格}) = \text{発注株数 (少数点以下切り捨て)}$$
5. 指定銘柄の買い付けを行う金融商品取引所において買付日に取引が成立しなかった場合（上記2項で後場始値での買い付けとなる場合は後場取引が成立しなかった場合）およびストップ比例配分となった場合は、注文は自動的にその効力を失い当該月の買い付けは行いません。
6. 指定日の当社が定める時刻<sup>\*注</sup>までに、第5条に定める金銭の払込がない場合には、当該月の指定銘柄の買付は行いません。
7. 指定銘柄の価格変動により、指定された金額の範囲内で1株以上の買い付けが行えない月の場合、当該月の買い付けは一切行わないものとします。
8. 指定銘柄の価格変動により指定金額の範囲内で単元株数以上を買い付ける事が可能な場合は、上記4項の計算に関わらず、1単元株数から1株を差し引いた株数を発注株数とします。
9. 指定銘柄が指定日現在において、整理ポストまたは上場廃止済みである場合は、買い付けを行わないものとします。
10. 指定銘柄が株式合併、交換、移動による売買停止および、金融商品取引所での一定期間売買停止により売買不能となった場合は、当該指定銘柄の定期積立のお申し込みを解約すると共に指定日以降の買い付けは一切行わないものとします。
11. 指定銘柄が株式合併等により指定銘柄の名称が変更された場合であっても、指定銘柄の証券コードに従

い「プレミアム積立」(プチ株<sup>®</sup>)を継続するものといたします。

12. 上記、6項7項8項により買い付けが行われなかった場合、翌営業日以降においても再発注は行わず、当該月の買い付けは行わないものとします。

注) 当社が定める時刻とは、指定日の19:15をいいます。

#### 第8条 (買付に関する留意事項)

- (1) 指定銘柄の買付に係る金銭を銀行引落しにて払込む場合には、当該金銭は指定単元未満株式の買い付けに係る金銭として拘束され、その他の金融商品の買い付けに係る資金に充当できないものとします。
- (2) 第7条の条件を満たし発注済となった「プレミアム積立」(プチ株<sup>®</sup>)の注文を、個別にお取消いただくことは出来ません。「プレミアム積立」(プチ株<sup>®</sup>)の注文のお取消は、第10条に定める方法により申し込み内容を中止する措置をとっていただく必要があります。

#### 第9条 (取引および残高の通知)

1. 当社は、「プレミアム積立」(プチ株<sup>®</sup>)による取引の明細については取引報告書により約定後遅滞なく通知するとともに、取引残高報告書により取引明細および預かり残高を通知します。
2. 前項に定める取引報告書および取引残高報告書については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。

#### 第10条 (申し込み内容の中止・変更)

1. お客様はインターネットにより、所定の手続きにしたがって、「プレミアム積立」(プチ株<sup>®</sup>)の申し込み内容の中止・変更を行うことが出来るものとします。

#### 第11条 (選定銘柄の除外)

1. 選定銘柄が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該単元未満株式を選定銘柄から除外する事ができるものとします。
  - (1) 当該選定銘柄の発行会社が法律の規定による支払いの停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったときまたは営業活動を停止したとき。
  - (2) 当該選定銘柄が上場廃止、指定替え等(整理ポスト入りを含む)により、「プレミアム積立」(プチ株<sup>®</sup>)の取扱市場を外れることとなったとき。
  - (3) 証券保管振替機構が取扱有価証券としなくなったとき。
  - (4) 1単元株数の変更が行われ、1単元が1株になったとき。
  - (5) その他当社が必要と認めるとき。

#### 第12条 (解約)

「プレミアム積立」(プチ株<sup>®</sup>)は次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続きにより、「プレミアム積立」(プチ株<sup>®</sup>)の解約を申し出た場合。

- (2) お客様が当社の証券口座を解約された場合。
- (3) お客様が、死亡、破産手続開始等により継続して取引を行なうことができなくなった場合。
- (4) 第 13 条に定める本約款の変更にお客様が同意されない場合。
- (5) お客様の指定銘柄全てが前条の規定に従い選定銘柄から除外された場合。
- (6) 当社が「プレミアム積立」(プチ株<sup>®</sup>)の解約を申し出た場合。
- (7) 当社が「プレミアム積立」(プチ株<sup>®</sup>)を営む事が出来なくなった場合。

### **第 13 条 (約款の変更)**

この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

### **第 14 条 (その他)**

お客様に対し当社よりなされた「プレミアム積立」(プチ株<sup>®</sup>)に関する諸通知が転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものととして取り扱うことが出来るものとします。

(2005 年 6 月)

(2007 年 5 月) 改訂

(2007 年 12 月) 改訂

(2009 年 12 月) 改訂

(2010 年 2 月) 改訂

(2010 年 6 月) 改訂

(2010 年 10 月) 改訂

(2012 年 4 月) 改訂

(2015 年 12 月) 改訂

(2016 年 11 月) 改訂

(2019 年 12 月) 改訂

(2020 年 5 月) 改訂

(2022 年 1 月) 改訂

(2023 年 11 月) 改訂

(2024 年 10 月) 改訂